

様式第1の2（第6条及び第15条関係）

|           |       |
|-----------|-------|
| 受 理 日     | 年 月 日 |
| 整 理 番 号   |       |
| 結 果       |       |
| 決 定 通 知 日 | 年 月 日 |

権利利益の保護に係る請求書

年 月 日

事業所管大臣（地方支分部局長） 殿

請求者

（ふりがな）  
住 所 〒

（ふりがな）  
氏 名

（印）  
（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

（ふりがな）  
事業所の名称

（ふりがな）  
所 在 地 〒

担当者 部 署

（ふりがな）  
（問い合わせ先） 氏 名

電話番号

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の3第1項の規定により、次の温室効果ガス算定排出量について、当該温室効果ガス算定排出量に代えて、法第21条の4第2項第2号の規定による排出量の合計量をもって環境大臣及び経済産業大臣に通知することを請求します。

|                       |             | 温室効果ガスである物質の区分   | 温室効果ガス算定排出量       |
|-----------------------|-------------|--|-------------------|
| 様<br>式<br>第<br>1<br>表 | 第<br>1<br>表 | 1. エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素   | t-CO <sub>2</sub> |
|                       |             | 2. エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素以外の二酸化炭素                                 | t-CO <sub>2</sub> |
|                       |             | 3. メタン   | t-CO <sub>2</sub> |
|                       |             | 4. 一酸化二窒素  | t-CO <sub>2</sub> |
|                       |             | 5. ハイドロフルオロカーボン  | t-CO <sub>2</sub> |
|                       |             | 6. パーフルオロカーボン  | t-CO <sub>2</sub> |
|                       |             | 7. 六ふっ化硫黄  | t-CO <sub>2</sub> |
| 第<br>2<br>表           | 第<br>2<br>表 | 8. エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素<br>【発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設が設置されている事業所のみ】 | t-CO <sub>2</sub> |
|                       |             | 9. 廃棄物の焼却若しくは製品の製造の用途への使用又は<br>廃棄物燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素             | t-CO <sub>2</sub> |

（理由）

別紙のとおり、請求者においては、温室効果ガス算定排出量の情報が公にされることにより、当該請求者の権利、競争上の地位その他正当な利益（以下「権利利益」という。）が害されるおそれがあると思料します。

備考

- 1 の欄には、記載しないこと。
- 2 請求書には、その副本一通を添付するものとする。
- 3 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。
- 4 温室効果ガス算定排出量の欄には、請求に係る温室効果ガスである物質について報告した温室効果ガス算定排出量を記載すること。
- 5 請求書及び別紙の用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(別紙)

温室効果ガス算定排出量の情報が公にされることにより、権利利益が害されるおそれがある理由

請求に係る温室効果ガスである物質の区分(該当するいずれかの番号を記載すること)→

|  |
|--|
| 1. 害されるおそれがあると思料する権利利益の具体的な内容  |
|  |
| 2. 権利利益が害されるおそれがあると思料する理由及びその根拠となる事実                                 |
| (1) 請求に係る温室効果ガス算定排出量の情報が通常一般に入手できない状態にあることの説明                        |
|  |
| (2) 権利利益が害されるおそれがあると思料する背景となる事情(温室効果ガスである物質が排出される活動、排出の具体的な態様、競争事情等) |
|  |
| (3) 請求に係る温室効果ガス算定排出量の情報が公にされることにより請求者の権利利益が害される具体的な事情                |
|  |

- 備考
- 1 本別紙は、請求に係る温室効果ガスである物質の区分ごとに作成すること。
  - 2 権利利益が害されるおそれがあると思料する理由及びその根拠となる事実に関しては、事実を証する書類を添付することができる。